

**(目 的)**

第 1 条 この規程は、社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター（以下「当法人」という。）定款第 8 条および第 22 条の規定に基づき、評議員および役員（理事および監事）（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。

**(報酬等の支給)**

第 2 条 役員等への報酬等の支給は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常勤役員（理事長および常務理事）については、報酬、役員賞与および退職手当は支給しない。
- (2) 前項を除く役員等（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、役員賞与および退職手当は支給しない。
- (3) 前号にかかわらず、非常勤役員等のうち職員兼務理事（職員を兼務する理事）については、給与規程に基づき算定した給与とは別に報酬を支給することとし、業務に応じた報酬、役員賞与および職員退職給与以外の退職手当は支給しない。

**(役員等への報酬の総額)**

第 3 条 役員等への報酬の総額は、各年度の総額が 220 万円を超えない範囲とする。

**(非常勤役員等の報酬の算定方法)**

第 4 条 第 2 条第 2 号に定める非常勤役員等に対する報酬の額は、別表 1 に定める額とする。

- 2 前項に規定する報酬について、所属団体の規程等により、受領することができない場合は、報酬の全部又は一部を支給しない。

**(職員兼務理事の報酬の算定方法)**

第 5 条 第 2 条第 3 号に定める職員兼務理事に対する報酬の額は、別表 2 に定める額とする。

**(非常勤役員等に対する報酬の支給方法)**

第 6 条 非常勤役員等に対する報酬の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤役員等に対する報酬は、用務の都度、支給する。
- (2) 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- (3) 支給は、本人の指定する本人名義の預貯金口座への振込によることができる。

**(職員兼務理事に対する報酬の支給方法)**

第 7 条 職員兼務理事に対する報酬の支給方法は、給与規程の例による。

**(報酬の日割り計算)**

第 8 条 新たに職員兼務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 職員兼務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、就任日から、退任・解任日までの日割り計算によって支払う。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、職員兼務理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

**(端数計算)**

第 9 条 報酬、退職手当の計算上生ずる円未満の端数は、これを切り上げる。

**(旅費の支給)**

第 10 条 法人は、役員等がその職務のために出張および外勤した場合は、旅費規程に準じて別表 3 により旅費をその都度支給する。

2 支給は、本人の指定する本人名義の預貯金口座への振込によることができる。

**(慶弔見舞金等の支払い)**

第 11 条 役員等（職員兼務理事を除く。）およびその親族が死亡したときは、別表 4 により慶弔見舞金等を支払う。

**(役員等賠償責任保険への加入)**

第 12 条 法人は、次の各号のとおり役員等賠償責任保険に加入するものとする。

- (1) 役員等を被保険者とし、法人を保険金受取人とする。
- (2) 法人は、役員等がその職務を遂行するにあたって法人および第三者に生じた損害を賠償する責任を負った場合は、役員等賠償責任保険契約から給付された保険金を、その損害の賠償に充当するものとする。
- (3) 保険金の損害の賠償への充当は、法人が保険金を受け取った時から速やかに行うものとする。
- (4) 法人に対する賠償部分の保険料は、法令等に規定がある場合を除き、定期に報酬を得ている役員が均等に負担する。

**(公 表)**

第 13 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(規程の改廃)**

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て行う。

**(補 則)**

第 15 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることとする。

付 則（平成 29 年 6 月 14 日 制定）

※ 定款第 21 条に規定する役員（理事・監事）報酬の総額は年間 50 万円以内とする。

（平成 29 年 6 月 14 日開催 平成 29 年度第 1 回評議員会 決議事項）

付 則（平成 30 年 12 月 19 日 変更）

この規程の変更は、平成 30 年 12 月 20 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 19 日 変更）

この規約の変更は、令和 2 年 1 月 1 日に遡及して施行する。

付 則（令和 2 年 6 月 22 日 変更）

この規約の変更は、令和 2 年 6 月 22 日から施行する。

付 則（令和 3 年 6 月 16 日 変更）

この規程の変更は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	税引後日額 (注) 10,000 円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	税引後日額 10,000 円

(注) 税引後日額とは、報酬日額から支給日現在の「給与所得の源泉徴収税額表」(乙)欄を適用した場合の源泉徴収税額を控除した金額をいう。(以下、別表 1 において同じ。)

(2) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	税引後日額 10,000 円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	税引後日額 10,000 円

(3) 監事

	報酬の額
理事会・監事監査等への出席	税引後日額 10,000 円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	税引後日額 10,000 円

別表 2 (職員兼務理事の報酬)

役職名	報酬月額
職員兼務理事	40,000 円以内

別表 3 (旅費 (役員等共通))

役員等共通	交通費				日当	宿泊料
	鉄道運賃	船賃	車賃	航空運賃		
	普通料金	普通料金	普通料金	普通席実費	3,000 円	実費

(注1) 上記旅費にかかわらず、交通費と宿泊料等が一体となったパック商品が利用できる場合については、優先的にこれを利用すること。なお、この場合は実費を支給する。

(注2) 宿泊料については、10,000 円を限度額として実費を支給する。なお、基準とする宿泊料は、原則としてサービス料込 (消費税別) の素泊まり料金とする。ただし、業務上やむを得ない理由により宿泊料が基準額を超える場合は、その額を実費支給することができる。

(注3) 旅行の起点を午前 6 時以前に出発しなければ用務開始時間に間に合わない場合には、原則として前泊を認める。また、用務終了後、旅行の終点到午後 10 時以降に到着することとなる場合には、原則として後泊を認める。

別表 4（慶弔見舞金等支出基準（職員兼務理事を除く役員等共通））

区分	死亡		
	弔電	香典	生花
役員等本人	対象	20,000 円	20,000 円相当
役員等の配偶者、一親等内の血族 （実父母、子）	対象	10,000 円	20,000 円相当